

奈良県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西和土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年六月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	中筋 弘	生駒郡平群町大字越木塚七七四
〃	森 宏範	〃 三郷町勢野北一―二―一
〃	山中 實	〃 平群町大字櫟原一六三二
〃	中川 九洋	〃 〃 大字三里三六八―五
〃	小谷 容久	〃 〃 大字福貴畑一八八九
〃	山口 善正	〃 〃 大字久安寺八三四
〃	福井 勲	〃 〃 大字信貴畑一八一―一
〃	亀井 俊夫	〃 〃 大字久安寺一二六四
〃	奥田 哲生	〃 〃 三郷町信貴南畑一―五―四〇
〃	森 孝文	〃 〃 〃 一―五―二五
監事	松村 容嘉	〃 〃 平群町大字福貴畑九二六
〃	中尾 行利	〃 〃 〃 九〇四
〃	實光 一智	〃 〃 三郷町信貴南畑一―二―一五

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	中筋 弘	生駒郡平群町大字越木塚七七四
〃	森 宏範	〃 三郷町勢野北一―二―一
〃	高村 成比古	〃 平群町大字櫟原七四九―二
〃	中川 九洋	〃 〃 大字三里三六八―五
〃	小谷 容久	〃 〃 大字福貴畑一八八九
〃	中村 安男	〃 〃 〃 五五七
〃	福井 勲	〃 〃 大字信貴畑一八一―一
〃	亀井 俊夫	〃 〃 大字久安寺一二六四
〃	奥田 哲生	〃 〃 三郷町信貴南畑一―五―四〇

〃 〃 監事 〃
實光 松村 中尾 奥田
一智 容嘉 行利 勝美

〃 〃 〃 〃
三郷町信貴南畑一―二―一五 平群町大字福貴畑九〇四 一―五―三四